

九州地方整備局 入札監視委員会第二部会 審議概要

開催日及び場所	令和3年6月30日(水) 東福第二ビル 101会議室	
委員	矢野 真一郎(大学院教授)、作間 功(弁護士) 順不同	
審議対象期間	令和2年10月1日～令和3年3月31日	
抽出案件	総件数 7件	(備考)
一般競争	3件	・審議対象期間内に契約した案件の契約方式毎の概要を報告 ・審議対象期間内における指名停止の運用状況等を報告 ・一者応札、高落札率、不調・不落、再度入札における一位不動、低入札の発生状況を報告
工事希望型競争	0件 対象期間中の案件無し	
通常指名競争	0件 対象期間中の案件無し	
随意契約	1件	
建設コンサルタント業務等	2件	
役務・物品等	1件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	なし	

	報告・意見・質問	回答
【入札契約運用状況等の報告】	1. 総括表(工事、コンサル、物品役務) 2. 指名停止の運用状況 3. 一者応札の発生状況 4. 不調・不落の発生状況 5. 高落札率の発生状況 6. 再度入札における一位不動状況 7. 低入札価格調査制度対象工事の発生状況 8. 入札談合に関する情報等への対応状況	(備考) 各項目の報告
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	【 工 事 】 (政府調達に関する協定適用対象工事) ①令和2年度宮崎空港エプロン(8SP)耐震対策工事 A. 加算点1点の差で最低価格者を逆転している。 1点の差というのは一般的に大きなものなのか。 B. 技術提案評価について環境維持評価点が0点になっ ている。0点評価というものはあまり見ない がこの評価の理由は？	A'. 契約の規模にもよるが1点の差が 大きな金額差となる場合もある。 B'. この提案については、実施する際他機関との 事前協議を要し、その協議結果如何で施工の可否 が決まるという内容であったため、提案としては 評価しないこととした。
	【 工 事 】 (政府調達以外・港湾土木) ②令和2年度新門司沖土砂処分場(Ⅱ期)消波ブロック 据付工事 A. 今回の入札参加者は、消波ブロック据付前までの本護 岸工事の施工実績はあるのか？ B. その施工実績も今回の入札参加に関して 評価対象となるのか？	A'. 地盤改良工の施工実績はある。 B'. 今回はプレキャスト部材の据付実績を求めているた め、過去の他工種（地盤改良工）の工事実績は評価対象と ならない。
	【 工 事 】 (政府調達以外・港湾土木以外) ③令和2年度関門航路(南東水道地区)航路(-14m) 潜水探査工事(第3次) A. 今回はチャレンジ型総合評価落札方式を採用し 提案力をより高く評価するということだが、 提案力とは？ B. 他の案件もそうだが、参加資格で地域要件を設定して いる。地域の割り振りなどをすると独占禁止法では公正な競 争の阻害という要素にもなり得る。新規参入を促したいと いう一方で、この要件を加える理由は何か？	A'. 通常の総合評価落札方式の場合、過去の成績点や表彰 実績などを評価するため、実績のある者が有利となり新た な参入者が手を挙げづらい状況になっている。 本件 工事では過去から参加者が少ないこともあり、新たな参加 者が参入しやすいように施工計画など提案に関する部分の 評価割合を大きくし、過去の実績等を評価項目から除いた チャレンジ型を採用した。 B'. 本件に関して言えば海上工事を行う上で地元との調整な ど周辺状況に精通している必要があるため、地域要件は必 要と考えている。

	報告・意見・質問	回答
	C.今後地域要件を見直す動き、議論はあるのか？ D.企業施工能力、配置予定技術者の能力が2者とも0点となっている。資格や認証取得を評価項目に加えることは適当なのか。	C'.今回の工事規模で言えばC等級の比較的小さな規模の工事になるが、地域を拡大すると、他地域の業者は設備・機材などを遠方から運搬・準備することになり、C等級企業が他地域に参加することは実際は難しいと考えられる。 対して、WTOやA等級の工事など規模の大きな工事については全国規模の企業が参加するため地域要件については付していない。 工事規模等に応じて地域要件を付すことは問題無いと考えている。 D'.今回2者ともに0点評価となっているが、当局としては、工事の安全面や技術力の向上のためにも資格等の取得は必要と考えており、C等級の企業にも評価項目として設定している。
	【 工 事 】 (随意契約) ④令和2年度八代港(外港地区)泊地(-14m)復旧工事 A.業界団体から対応可能企業として1者の報告があったと言うことだが、業界団体がイニシアチブをとり順番回しなどの弊害も考えられる。今回に限って1者だったのか。当局から複数要請することはないのか？ B.緊急性が高い場合には先に特定の企業に出動依頼し、その時点で契約は成立、金額は後で決めるのか？ C.予定価格は土砂の堆積数量など概算で出した後になると思うが、随意契約に至るまでのどの段階で予定価格が決まるのか？工事が先に始まってから契約になると予定価格の想定数量を超える可能性も考えられる。 D.緊急随契方式の採用を決定するのは誰か。	A'.災害規模や施工内容など今回の工事に対応出来る企業を報告してもらう。今回は該当業者が1者であった。 B'.通常の随意契約は見積もり後に契約であるが、今回は緊急時であるため、まずは出動を依頼し、契約手続きは数量等確定後に行っている。 災害直後の応急復旧をする場合は協定に基づきこのような緊急随契を行う場合が多い。 災害復旧工事の段階では緊急随契ではなく通常の一般競争を行う。 C'.今回の浚渫工事は準備も含めて時間がかかることから現地着手を進めながら、並行して当局で積算作業を行い、予定価格算出後見積もり合わせを行った。当局においても測量結果に基づき数量を算出して積算を行うため、業者の言い値で契約することにはならず、余分に掘った分は業者が損をすることとなる。 D'.港湾・空港関係の工事については、支出負担行為担当官である副局長が決定する。

	報告・意見・質問	回答
	建設コンサルタント業務等】 (簡易公募型プロポーザル方式) ⑤令和2年度閉鎖性海域における底質環境実態把握 ・改善方策検討業務 A.単体でも履行できる規模の契約と思われるが、設計共同体で参加した理由は何が考えられるか？ 【建設コンサルタント業務等】 (参加の有無を確認する公募手続を行った契約方式) ⑥令和2年度クラウドを活用した港湾測量システムに関する開発検討業務 A.参加意思確認書の提出とは誰がどういうパターンの時に行うのか？ 【役務の提供及び物品の製造等】 (一般競争) ⑦令和2年度船舶(港湾業務艇)「なじま」修理工事 A.高落札率の案件が多い中、これは予定価格と300万ほど開きがある。理由は何が考えられるか。 B.車の車検のように、部品の交換が必要かどうかは検査してみないとわからない事が多いと思われる。当初の契約金額に追加の部品交換などの金額も含んでいるのか？	A'.はっきりした理由はわからないが、申請内容を見ると、現地調査とそれ以外の部分など分担を決めているようだ。 A'.特定法人への通知と並行して、手続き開始の公示を行う。公示を見て参加を希望する者が参加意思確認書を提出する。 A'.基準に基づき積算を行っており、見積もり参考資料の提示など参加者に情報提供を行っている。また、価格競争であるため、利益の出る範囲で低い金額としたのではないかと考える。 B'.当初の契約には追加分は含んでいない。追加が生じた場合は契約変更を行う。
	【全体】 「抽出事案」については、不適切な点や改善すべき点は認められず、「適正」に契約が執行されている。	